

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 14 日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 長谷川 敦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 29 日から 令和 7 年 11 月 5 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 3 日 午後 1 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 17 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 11 月 21 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、入札期間の最終日は午後 5 時までです。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 |
| | 地 番 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 1. 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 1 2 8 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6. 9 3 平方メートル
2 階 2 7. 6 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月22日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 長谷川 敦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 |
| | 地 番 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 1. 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 1 2 8 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 6. 9 3 平方メートル
2階 2 7. 6 7 平方メートル |

令和 7年(ケ)第 28号
令和 7年 5月27日受理
令和 7年 6月11日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所熊谷支部

執行官 大 島 孝 次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 |
| | 地 番 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 1 . 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 1 2 8 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 9 3 平方メートル
2 階 2 7 . 6 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居(空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1関係

- 1 本土地と隣接地との境界については、ブロック塀により区分されており、明確である。
- 2 本土地上に、構築物（工作物・カーポート）が存在する。
- 3 本土地南西方向隣接地である1280番1の土地（前面道路）は、深谷市名義の土地であり、公道として一般の通行の用に供されている。

■ 物件2関係

1 調査時の実情

本建物に臨場したところ、現に居住の用に供されている様子が窺えなかったことから、解錠の上立ち入って調査を実施した。建物内には、家財道具が存在するものの空き家の状況であった。

なお、建物内には所有者宛郵便物が多数存在し、所有者以外の第三者が占有しているような徴表は窺えなかった。

- 2 本建物1階和室6畳間及び居間部分は、ペットを飼っていた様子が窺え、極めて強いペット臭を感じた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民	■ 物件2関係 1 本建物には所有者が家族と共に居住していた。 2 昨年（令和6年）末までは見かけたが、年明け後は見かけていない。 3 本建物内で、小型犬を10匹位飼っていた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本土地建物の占有関係について
関係人の陳述及び現況から、2枚目記載のとおり認定した。
- その他
土地上に存在する構築物（カーポート）については、定着性はあるものの遮へい性に欠けることから、非建物である土地に附合する工作物と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月28日 (水) 9 : 35 - 9 : 45	物件所在地	外観調査
7年5月29日 (木) 15 : 35 - 15 : 45	法務局 (熊谷)	登記事項要約書交付申請
7年6月10日 (火) 10 : 40 - 10 : 55	物件所在地	立入調査, 近隣住民から事情聴取 [評価人同行]
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

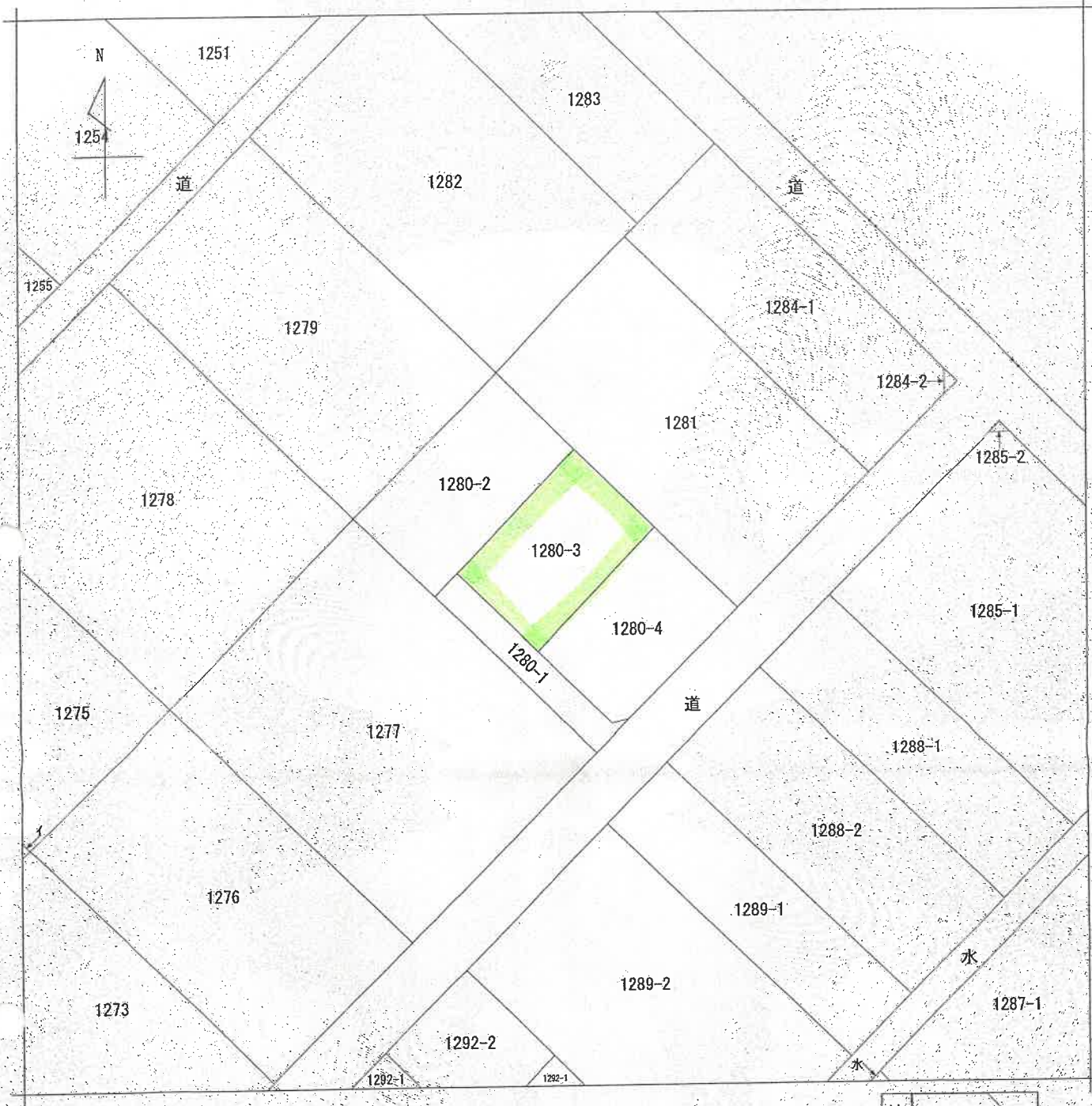
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 6 月 10 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
宿根

請求部	所在	深谷市宿根字小種窪				地番	1280番3		
出縮	方尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月3日

さいたま地方法務局熊谷支局

地図整理番号：M20418

登記官

(1/1)

A3判をA4判に縮小

(枚目)

登記年月日：昭和45年2月25日

地番 1280-1-2-3-4

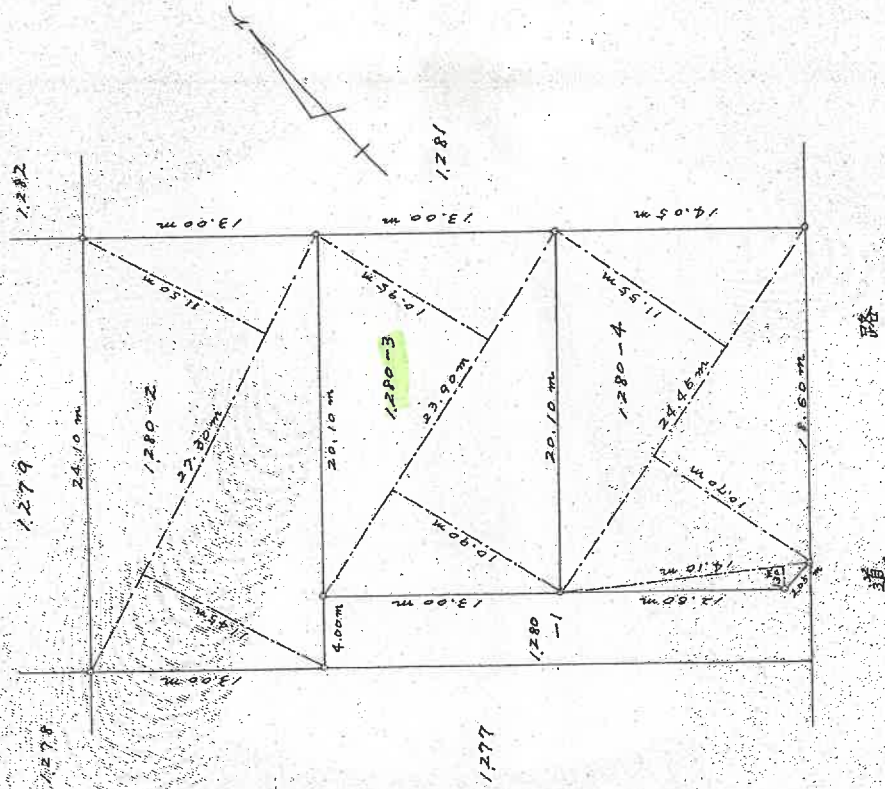
地積測量図

所在地 深谷市

土地の所在 深谷市大字権根享小権墓

1280-1-2-3-4

製作年月日	昭和45年2月22日
製作者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



区	積
1280-2	$27.30 \times (11.45 + 11.50) \div 2 = 313.26 \text{ m}^2$
1280-3	$23.90 \times (10.90 + 10.95) \div 2 = 261.10 \text{ m}^2$
1280-4	$24.45 \times (11.55 + 10.70) \div 2 = 272.00 \text{ m}^2$
1280-1	$14.10 \times 1.30 \div 2 = 9.16 \text{ m}^2$
合	281.17 m^2
1280-1	$961.98 - (313.26 + 261.10 + 272.00 + 9.16) = 106.45 \text{ m}^2$

A3判をA4判に縮小

縮尺 1/300

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月3日 さいたま市地方法務局 登記官

登記官

(2枚目)

登記年月日：昭和49年5月30日

5311965 549.5.30

建物各階平面図

家屋番号	1280-3
建物の所在	堺谷市 堺谷小字小種畑1280番地3

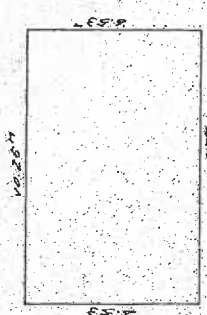
昭和49年5月29日	作製年月日
作製者	申請人

1階

求積表

$6.53 \times 10.25 = 66.9325$

床面積 66.93^{m²}



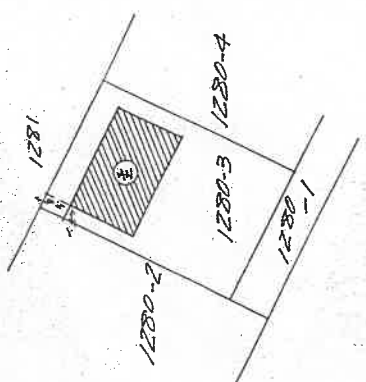
2階

求積表

$3.72 \times 7.44 = 27.6768$

床面積 27.67^{m²}





縮尺 1/200

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月3日 さいたま地方裁判所 熊谷支部

登記官

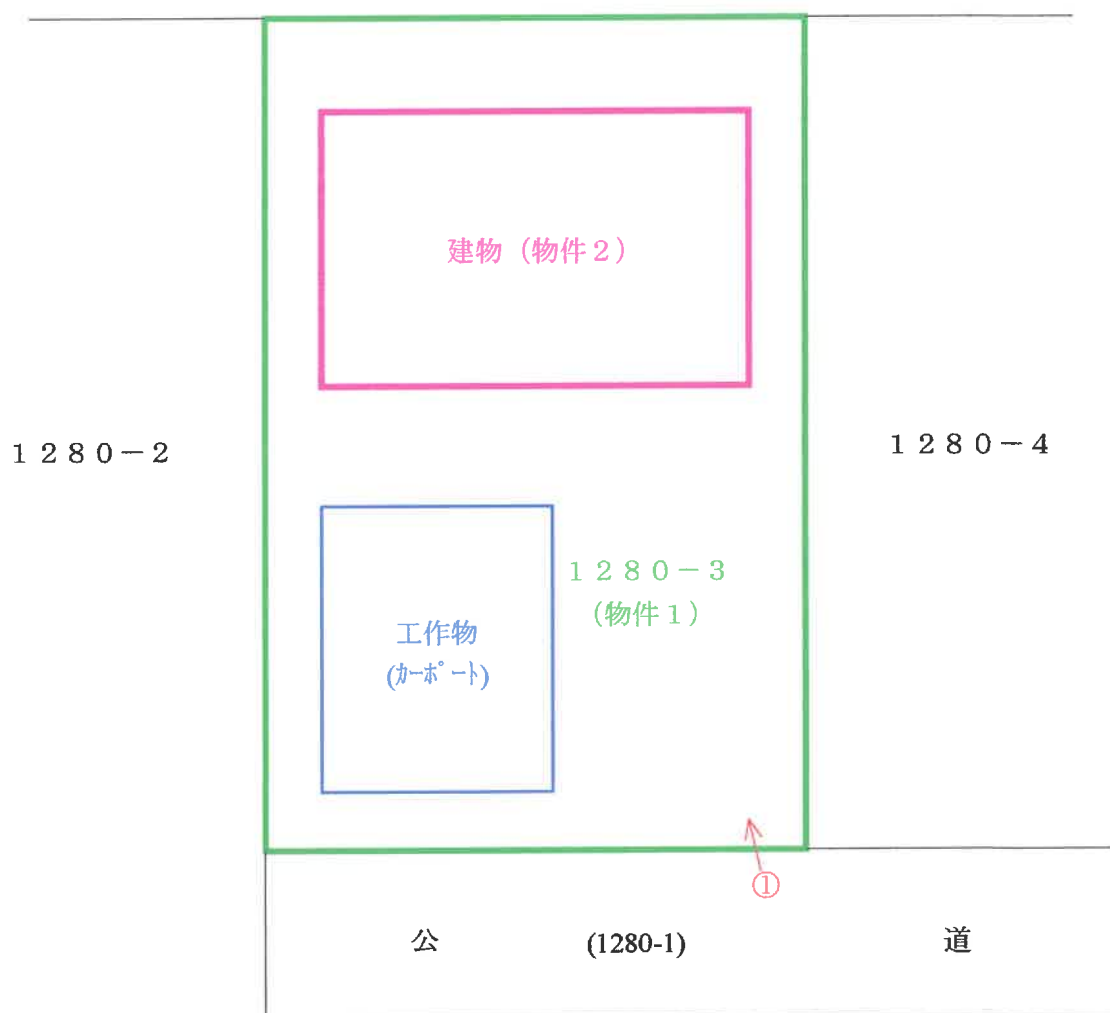
(9枚目)

土地建物位置関係図

(写真撮影位置図)



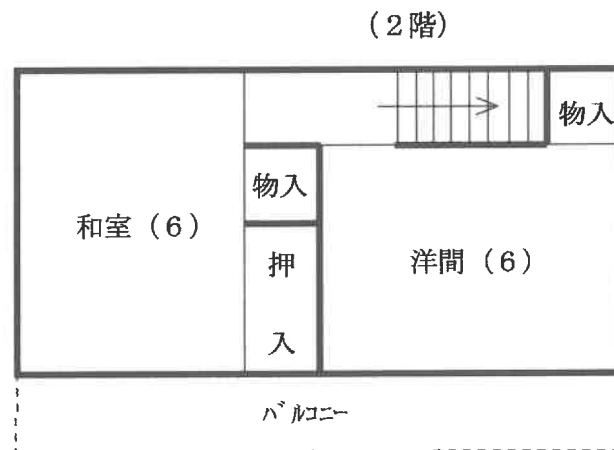
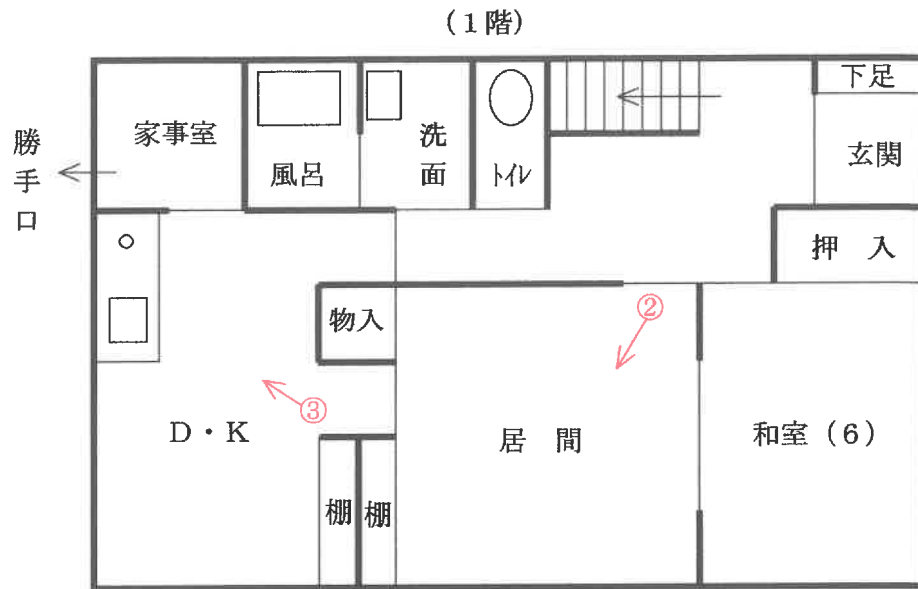
1 2 8 1



○→ = 写真撮影位置・方向

建 物 間 取 図

(写真撮影位置図)



○→ = 写真撮影位置・方向



①



②



③

令和7年（ケ）第28号
令和7年6月10日外現地調査
令和7年6月19日 評 価

さいたま地方裁判所 熊谷支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
新 井 寛 久

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 |
| | 地 番 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 1. 1 0 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 深谷市宿根字小種窪 1 2 8 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 2 8 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6. 9 3 平方メートル
2 階 2 7. 6 7 平方メートル |

第1 評価額

一括価格	
金1,860,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金990,000円
物件2（建物）	金870,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高崎線「深谷」駅 西方約3.1k m（道路距離） 付近に位置する。	
付 近 の 状 況	県道背後に戸建住宅が小規模にまとまり、その周囲には畑が広がる市街化調整区域内の住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域（既存の集落） 無指定 60% 200% － 深谷市開発許可等の基準に関する条例
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	261.10m ² （登記数量） 長方形 平 坦 特になし
接面道路の状況	南西側現況幅員約4m未舗装市道（D-483号線、建築基準法第42条1項1号適用道路）にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	①物件2（建物）の敷地として利用されている。 ②隣接地とはブロック塀により区分されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり（ただし、私設の共有管により引き込まれている。） ガス配管 なし 下 水 道 あり	
特 記 事 項	①本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている。（詳しくは深谷市教育委員会に問い合わせのこと。） ②土地上には本件建物のほか、カーポートが設置されている。 ③本件土地の開発記録はないが、昭和49年1月16日付第37480082号にて「既存権利」の届出の記録がある。併せて都市計画法第43条建築許可を経て、昭和49年2月8日付第4037号にて建築確認を取得後に現在の建物（物件2）が建築されている。ただし、当該既存権利の届出による建築許可は「属人的許可」であり、当初の建築者（申請者）の自己の居住用として許可したもので、申請者以外の者が当該建築物等を建築し、又は使用することはできないとされているが、現所有者が本物件を取得した際には当該都市計画法第43条の許可申請がなされていない。したがって、（買受人を含む）第三者がこの建物の使用を行うには、新たに当該都市計画法第43条許可申請が必要となる。（詳しくは深谷市都市計画課に問い合わせのこと。）	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日：昭和49年5月25日新築（登記記載） 経過年数：約51年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了している。	
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 サイディング その他 プリント合板、セナイ壁 その他 化粧石膏ボード、目透天井板 その他 畳、フローリング その他 電気・給排水等、浴室・キッチン台 その他 アスベストの存否は不明 ※建物に附属する設備の作動状況等は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり	
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり	
品 等	使用資材 施 工	普通 普通
保守管理の状態	劣る ※建物内はペット臭や汚れ、台所天井付近の雨漏りによると思われる天井板のゆがみ、セナイ壁の剥離等の劣化が著しいほか、ベランダが腐食により撤去されている。	
建物の利用状況	所有者が住居（空き家）として使用している。	
特 記 事 項	①建築確認済証：昭和49年2月8日付第4037号（建築台帳記載） 完了検査済証：建築台帳記載なし ②アスベストの存否は不明であるが、アスベスト含有の成形板等の使用は否定できない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	12,400	0.99	261.10	0.70	2,240,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地（深谷－19）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $15,800 \text{ 円/㎡} \times 99.5/100 \times 100/100 \times 100/127 \div 12,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件+10%、交通接近条件+5%・環境条件等+10%と判定した。（相乗積： $1.10 \times 1.05 \times 1.10 \div 1.27$ ）

イ 個別格差：カーポートの存在を考慮+1%、属人的許可による宅地-2%
（相乗積： $1.01 \times 0.98 \div 0.99$ ）

ウ 地積：登記数量を採用

エ 建付減価：建物と敷地・環境との関係及び建物経過年数等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	94.60	0.05	710,000

イ 現況延床面積：登記数量を採用

ウ 現価率：本件建物は経済的耐用年数がほぼ満了しているため、建物の現況及び市場性等を考慮して5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,240,000	0.30	法定地上権	670,000

イ 個別売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、課税上の割合等を参考に、建物の性質・地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,240,000	-670,000		0.90	0.70	990,000
2	710,000	+670,000	1.00	0.90	0.70	870,000
一括価格（合計）						1,860,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、市場流通性が低い市街化調整区域内の老朽化物件であることにより、なお、市場性に劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

（評価付記）

本件類似の不動産の需要は、自己用目的のもの、または自己用目的の者に転売することを目的とするものが一般的であることから、通常取引において、賃貸収益は重視されていないこと等を考慮し、収益還元法は採用しない。

第6 参考価格資料

地価公示価格（深谷－19）

所在・地番：深谷市山河字光寂庵1281番2

価 格：15,800円／㎡

位 置：「岡部」駅から約1km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：516㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：東12.4m舗装県道

用途指定等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：中規模一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 周辺概況図（正本のみ）
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図

位置図



対象物件



深谷市役所「白図」

S1:20,000を150%拡大した

位置図

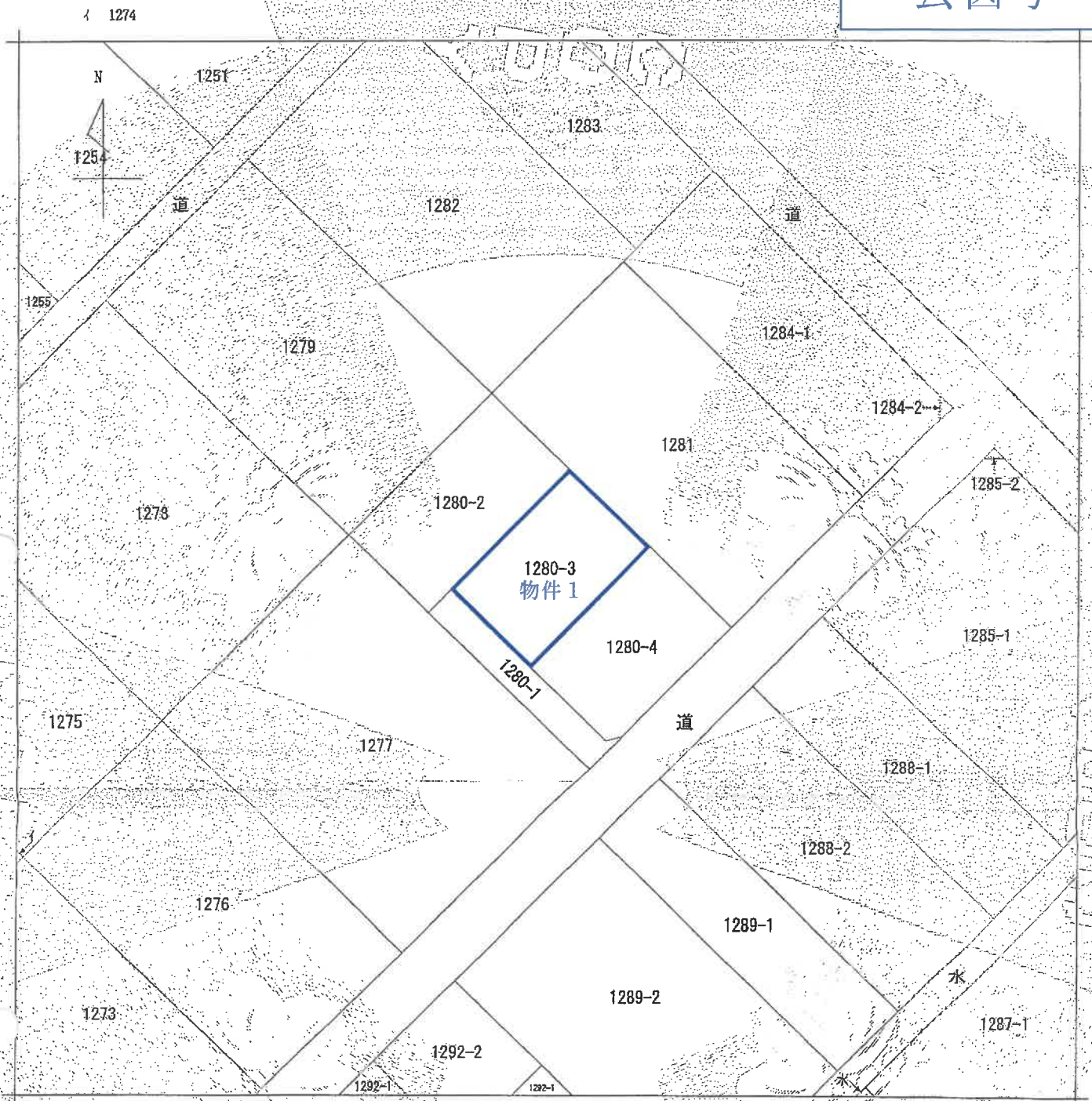
地価公示標準地



深谷市役所「白図」

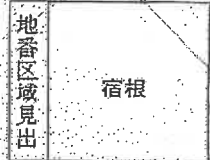
S1:20,000を150%拡大した

公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の略略を記載した図面です。

A 3 版を A 4 版に縮小したものです



請 求 部 分	所 在	深谷市宿根字小種窪				地 番		1280番3			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地改良所在図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月3日

さいたま地方務局熊谷支局

登記官

地図整理番号：M20418

(1/1)

登記年月日：昭和45年2月25日

番 1280-1-2-3-4

6340404

地 積 測 量 図

地 番

1280-1-2-3-4

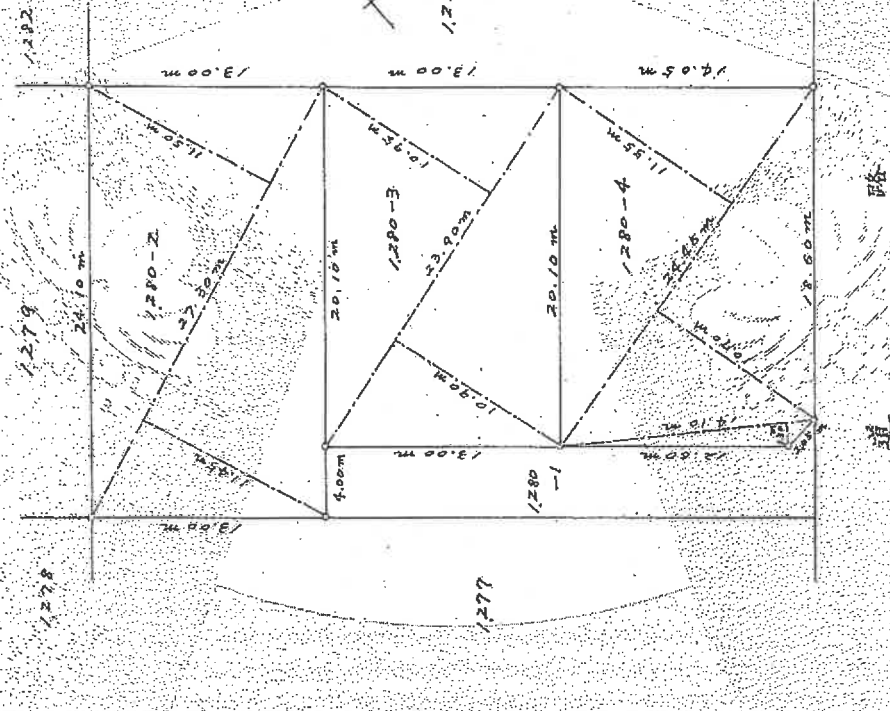
土地の所在 茨城県水戸市大字根子小種盛

5145.2.25

作 製 年 月 日
昭和 45 年 2 月 25 日

作 製 者

申 請 人



区 画	面積 (㎡)
1280-1	27.30
1280-2	27.30 × (11.45 + 11.50) ÷ 2 = 313.2675
1280-3	23.90 × (10.90 + 10.95) ÷ 2 = 251.1075
1280-4	24.45 × (11.55 + 10.70) ÷ 2 = 272.00625
合 計	91.650
1280-1	281.1725
合 計	961.98 = (313.26 + 251.10 + 272.00 + 281.17) = 1066.53

縮 尺 1/300

(埼玉県地家屋調査士会印)

これは図面に記録されている内容を基にした図面である。
令和 7 年 4 月 3 日

さいたま市地家屋調査士会

登記年月日 昭和49年5月30日

これは図面に記録されている内容を説明した図面である。
令和7年4月3日 さいたま地方支務局熊谷支局 登記官

5311965

S 49.5.30

建物各階平面図

家屋番号	1280-3
建物の所在	深谷市 深谷大字高根字小戸建 1280番地3

2 階

求積表

$3.727 \times 24.17 = 89.8768$

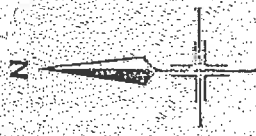
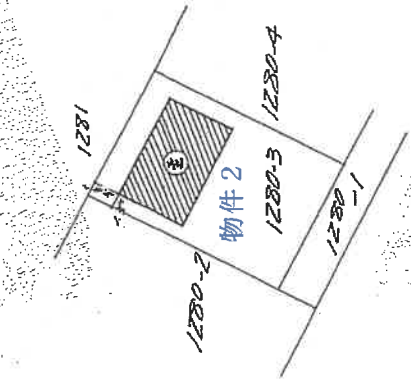
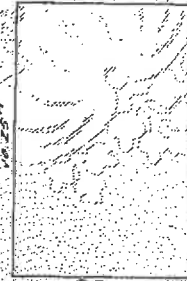
床面積 $\approx 7.67 \text{ m}^2$

1 階

求積表

$6.53 \times 22.5 = 146.925$

床面積 $\approx 44.93 \text{ m}^2$

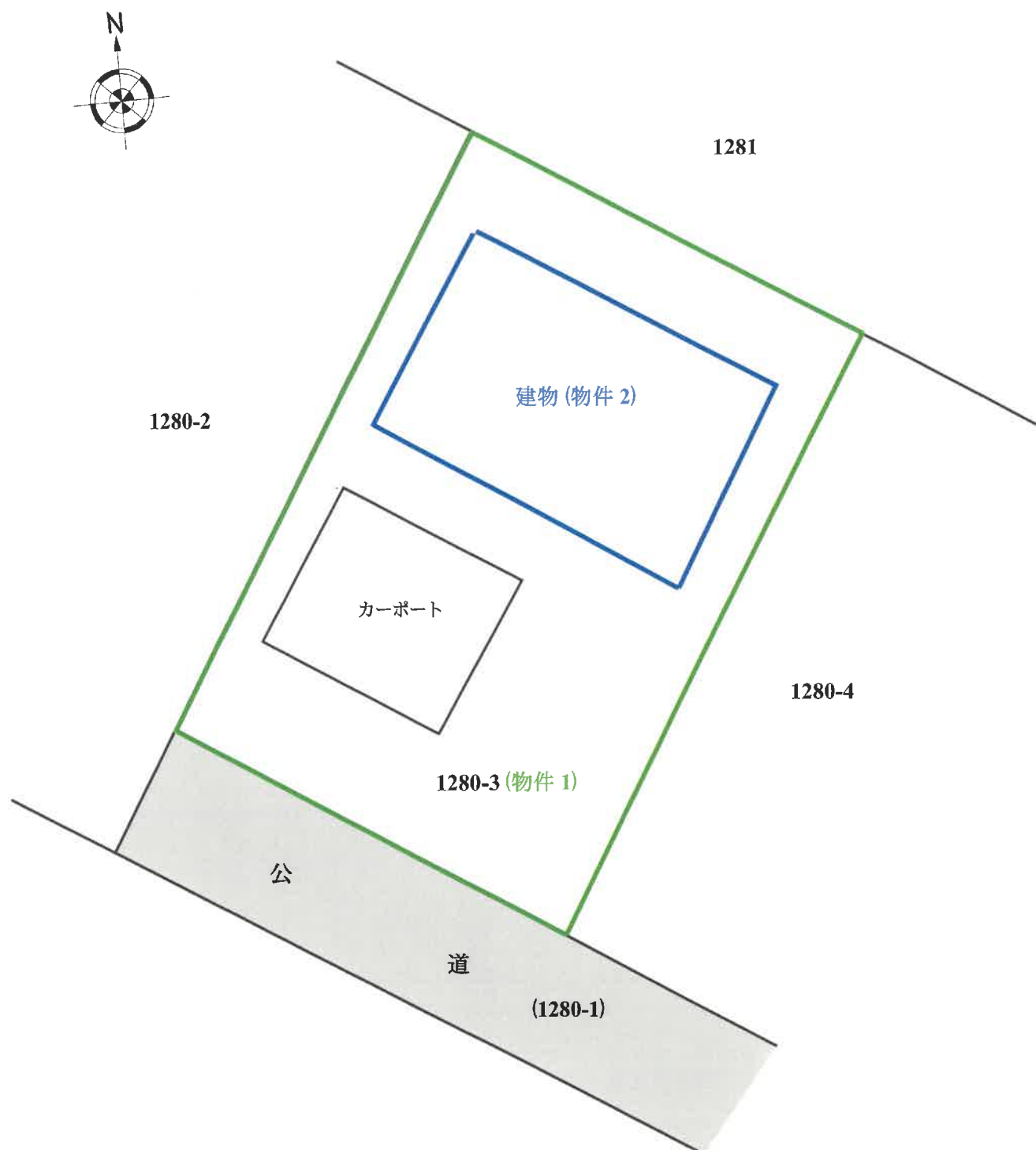


縮尺 1/200

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



※物件の範囲及び建物配置は公図及び建物図面等を基礎として概略を明示した。